

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付フローチャート

軽度者（要支援者または要介護1※自動排泄処理装置については、要介護2及び3）の方

YES

直近の認定調査における基本調査の結果が下記の表の状態像に該当しますか？

対象外種目	軽度者の状態像	認定（基本情報）調査結果
車いす・車いす付属品	日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行「3. できない」
特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり「3. できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
床ずれ防止用具 及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
認知症老人 徘徊感知機器	①意志の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または基本調査3-2～基本調査3-7いずれか「2. できない」 または基本調査3-8～基本調査4-15いずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 移動「4. 全介助」以外
移動用リフト(つり具の部 分を除く)	①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり「3. できない」
	②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗「3. 一部介助」または「4. 全介助」
自動排泄処理装置	①排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

YES  
(申請不要)

NO

身体の状態に照らし、福祉用具（車いす・移動用リフトのみ）を必要とする一定の条件に当てはまりますか？

対象外種目	軽度者の状態像	判断基準
車いす・車いす付属品	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	主治医から得た情報・サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者及び小規模多機能型居宅介護事業者が判断。
移動用リフト (つり具の部分を除く)	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	

添付書類：「軽度者の福祉用具貸与の例外給付理由書」・サービス担当者会議の要点・サービス計画書

YES  
(要申請)

NO

次のいずれかに該当する旨が、医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていますか？

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第九十五号告示第二十五号のイ（厚生労働大臣が定める者）に該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第九十五号告示第二十五号のイに該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判斷から第九十五号告示第二十五号のイに該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

添付書類：「軽度者の福祉用具貸与の例外給付理由書」・サービス担当者会議の要点・医師への所見が確認できる文書・サービス計画書

YES  
(要申請)

NO

介護保険の給付対象外になります。

介護保険の給付対象になります。